

(第3回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 8月28日
契約業者名	パシフィックコンサルタンツ (株) 首都圏本社
契約業者の住所	東京都千代田区神田錦町3-22
業務の名称	R5バスタ新宿利便向上に資する施設計画検討業務
業務場所	東京国道事務所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	<p>本業務は、バス利用者からの施設拡充に関わる多様なニーズやバス事業者からの増便需要などバスタ新宿利用者の更なる利便性向上を図るため、利便性向上のための施設検討の他、災害時におけるバスタ新宿の役割検討等を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 情報共有システム使用料2. 旅費交通費3. 利便増進施設に関する検討4. バスタ新宿前歩道の利便向上5. 情報提供装置の整備検討6. 高速バスを活用した貨客混載事業の検討7. バスタを活用した地域活性化、観光支援等の検討8. 有識者との意見交換会(勉強会)運営補助
履行期間 (自)	令和 5年 5月16日
履行期間 (至)	令和 6年 8月30日
変更前の契約金額	26,166,800円 (税込み)
変更金額	+ 1,991,000円 (税込み)
変更後の契約金額	28,157,800円 (税込み)
変更理由	<ol style="list-style-type: none">1. 情報共有システム使用料 受発注者双方の生産性向上を図ることを目的に、情報共有システム (ASP) の活用を行うため、情報共有システム使用料について、増工を行う。2. 旅費交通費 当初は、関係機関協議や現地作業において当事務所以外への移動を見込んでいたが、事務所以外での協議等が行われなかったため本項目を減工とする。3. 利便増進施設に関する検討 バスタ新宿の利便増進施設の検討を行う際、有識者検討会の意見から、新たにコロナ前後におけるバス利用者のニーズの変化を把握するために、予約システムから得られる利用者の属性変化の特徴を把握する必要が生じたため増工する。4. バスタ新宿前歩道の利便向上 過年度成果を踏まえ、警視庁との協議の際にバスタ新宿前歩道に緊急車両等が乗り入れる際の課題を整理し、対応案を立案する必要が生じたため、検討項目を変更し減工とする。5. 情報提供装置の整備検討 情報提供装置の整備については、他項目の利便増進施設の全体計画に併せて検討することとなり、当初予定していた情報発信内容やルールの検討までは至らなかったため、本項目を削除する。6. 高速バスを活用した貨客混載事業の検討 令和6年3月から貨客混載の公募を開始したが、実施数が少なく本格的な効果、課題の検証ができないため、本項目を削除する。7. バスタを活用した地域活性化、観光支援等の検討 バスタ新宿を活用し、地方都市の活性化を目的とした定期的なイベントの企画立案を行う予定であったが、開催場所である2Fペンギン広場の利用頻度が少なく企画検討が進まなかったため、本項目を削除する。8. 有識者との意見交換会(勉強会)運営補助 有識者及び関係機関との検討会開催にあたり、検討会及び事前打合せ時での有識者及び関係機関からの改善点等に関する意見に対しての整理及び資料作成を要したため、増工とする。